

令和6年3月21日 天草市高齢者支援課

居宅介護支援事業所による指定介護予防支援を行う際の留意点

※現時点の国の通知を踏まえた本市の解釈であるので、今後、国の通知・Q A等により、変更となる場合もありますので、ご注意ください。

I. 天草市の指定を受けて介護予防支援を行う場合の対象被保険者 (法 115 条の 22)

①本市の被保険者 (市外の施設に入居する本市の住所地特例被保険者を除く)

②本市に所在する住所地特例施設に入居する「他市町村の被保険者」

以下のケースは、**住所地を管轄する地域包括支援センターからの委託か、本市の指定とは別に当該保険者市町村の指定を受ける必要があります。**

1) 他市町村に住所がある (本市の) 一般住宅に居住する他市町村の被保険者

2) 他市町村に所在する住所地特例施設に入居する本市の住所地特例被保険者

※事業所の所在地に関わらず要介護者との契約ができる居宅介護支援とは異なり、介護予防支援は、指定を受けた市町村の被保険者のみとなるのでご留意ください。

II. 総合事業 (介護予防ケアマネジメント) について

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所を含む) のみとなります。**介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所としては実施できない点にご留意ください。** (介護保険最新情報 vol. 1210)

(留意点) 総合事業と介護予防サービス (介護予防通所リハ等) の利用者が、介護予防サービスの利用がなく、総合事業のみとなる場合にご注意ください。

この場合は、「介護予防支援」ではなく、「介護予防ケアマネジメント」による支援となります。介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター (委託を受けた居宅介護支援事業所) のみが実施できるので、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ変更の場合は、事前に、(地域包括支援センターと利用者間の) 契約や、地域包括支援センター (委託居宅介護支援事業所) の記載がある「介護予防サービス計画作成依頼 (変更) 届出書」の提出が必要となります。事後に遡及しての変更は原則としてできませんのでご注意ください。

契約や届出書の提出が未済の場合は、総合事業には自己作成という取扱いはできないため、介護予防ケアマネジメントだけでなく、総合事業 (訪問・通所) 提供事業所の請求もできないこととなりますので、ご留意ください。

III. 地域包括支援センターからの委託との関係について

地域包括支援センターからの委託は継続します。また、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が地域包括支援センターの委託を受けることは可能ですので、個々の被保険者の状況に応じた契約・支援方法の選択・管理をお願いします。

IV. 介護予防支援の指定について

介護予防支援事業所の指定には、介護保険法第115条の22第4項の規定により、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされています。

本市では、「反映させるために必要な措置」として、天草市高齢者保健福祉事業審議会（以下、「審議会」という。）にて、意見聴取を行った後に、承認をさせていただきます。審議会は、年数回の開催のため、申請のタイミングによっては、承認まで数か月を要する場合がありますので、ご注意ください。

※審議会の開催時期については、高齢者支援課に隨時お問い合わせください。（直近の開催は令和6年5月下旬～6月頃の予定です。）

○指定申請等の手続きについては、健康福祉政策課監査指導係にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

高齢者支援課介護給付係 ☎24-8806

健康福祉政策課監査指導係 ☎24-8805

- ・ 介護保険法(令和五年法律第三十一号による改正) 令和6年4月1日施行

第八節 指定介護予防支援事業者

(指定介護予防支援事業者の指定)

第一百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2・3(略)

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

(介護予防サービス計画費の支給)

第五十八条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

第四節 指定居宅介護支援事業者

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）

計 138 枚（本紙を除く）

抜粋

Vol.1210

令和6年3月7日

厚 生 労 働 省 老 健 局

認知症施策・地域介護推進課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3986)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和6年3月7日

各 都道府県・市町村 介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定及び当該事業に係る第一号事業支給費の額に当たっては、介護保険法施行規則等において以下のとおり定められているところです。

○ 訪問型サービス・通所型サービス

| | 人員・設備・運営に関する基準 | 第一号事業支給費の額の基礎 |
|-----------|--|---|
| 従前相当サービス | 旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準及び厚生労働大臣が定める基準の例により市町村が定める基準 | 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合はその額） |
| サービスA（指定） | 当該サービスの内容を勘案して市町村が定める基準 | 上記の額を勘案して市町村が定める基準により算定した費用の額 |

○ 介護予防ケアマネジメント

| | 人員・設備・運営に関する基準 | 第一号事業支給費の額の基礎 |
|-----------|--|---|
| ケアマネジメントA | 指定介護予防支援等基準（地域包括支援センターの設置者に係る部分に限る。）の例により市町村が定める基準 | 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額を勘案して別に定める場合はその額） |
| ケアマネジメントB | 当該サービスの内容を勘案して市町村が定める基準 | 上記の額を勘案して市町村が定める基準により算定した費用の額 |
| ケアマネジメントC | | |

関連する告示については、今月中旬に公布を予定しておりますが、各自治体の事務に遗漏がないよう、関連する厚生労働大臣が定める基準についての現時点案を下記のとおり周知しますので、各位におかれましては事前の事務処理の参考としていただきますようお願いいたします。

記

1 今回送付するもの

- 別添 1 「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」の全部改正案（令和6年厚生労働省告示第**号）
※ 訪問型サービス・通所型サービス（従前相当サービス）に係る人員・設備・運営基準として市町村が定める基準を定める際に例とするもの
- 別添 2 「介護保険法施行規則第百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（令和3年厚生労働省告示第72号）の一部改正案（令和6年4月1日適用分、同年6月1日適用分）
※ 訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメント（従前相当サービス・多様なサービス）の費用の額を市町村が定める際に勘案すべきもの
- 別添 3 別添1・別添2に関する概要資料

2 留意事項

（1）人員・設備・運営に関する基準（別添1）について

- ① 改正の概要
- これまで旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準が廃止された平成27年度以降に居宅サービス等に上乗せされた基準について厚生労働大臣が定める基準を別に定めてきたところ。今般、情報の一覧性を高める観点、また、居宅サービス等の基準が緩和された際の対応の観点から、旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準と厚生労働大臣が定める基準とを一元化。
 - 居宅サービス等における令和6年度の基準改正との整合性を確保（管理者の兼務規定等の改正）。
- ② その他の留意事項
- 本基準は、従前相当サービスの基準の例を示している。多様なサービスの実施に当たっては、多様な主体の参入がより促進されるよう本基準の内容を踏まえ基準等を定めること。その際、例えば民間企業による生活支援専門の訪問型サービスAなどを実施する場合などについては、当該実施主体の特性やその事業内容を踏まえた人員基準等を設定すること
 - 介護予防ケアマネジメントについては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）を参照すること。なお、介護予防ケアマネジメントについては介護予防支援と異なり、指定居宅支援事業者はこれまでどおり地域包括支援センターからの委託を受けることとなること。

(2) 第1号事業支給費の額に関する基準（別添2）について

① 改正の概要

- 昨年12月に取りまとめられた「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を踏まえ、多様な主体によるサービスの充実を図り、それらのサービスについての“高齢者の選択肢の拡大”を図る観点から、1回当たり単価についてきめ細やかな設定を行う。

（※）介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32410.html

- このほか、令和6年度介護報酬改定に相当する改正を行う（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の介護職員等処遇改善加算への一本化は居宅サービス等と同様に令和6年6月施行とする。）。

② その他の留意事項

- 従前相当サービス及び介護予防ケアマネジメントAについては、本基準による額を市町村が別に定める（単位数の変更のみ。新たな加算の設定はできない。）ことが可能である。本基準は、全国の標準的な額を定めているものであり、市町村ごとの事業の実態にそぐわない場合は、事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、本基準による額を引き上げる、あるいは、第一号事業支給費とは別に別途委託費等の支給を行うなどの対応を行うことを検討されたい。
- 従前相当サービス及び介護予防ケアマネジメントA以外のサービスについては、単位数の引き上げ・引き下げ、国が定める加減算以外の加減算など柔軟な設定が可能である。
 - ・ 今般、1回当たり単価の充実を図っているが、訪問型サービスについては、この中で生活援助中心型の単位数を新たに設定しているので多様な主体による生活支援等をサービスAとして行う場合の価格設定のひとつの参考ともしていただきたい。
 - ・ また、今後、サービスAなどの多様なサービスの運営・報酬等のモデルを提示することにしているので、第9期介護保険事業計画期間における総合事業の多様なサービスの充実に向けての参考としていただきたい。

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3986)
FAX : 03-3503-7894

【参考 1】総合事業の指定基準に係る参照条文

○介護保険法（平成 9 年法律第123号）

第115条の45の 5 第115条の45の 3 第 1 項の指定（第115条の45の 7 第 1 項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。

- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）（令和 6 年 4 月 1 日一部改正後）

（法第115条の45の 5 第 2 項の厚生労働省令で定める基準）
第140条の63の 6 法第115条の45の 5 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準
 - イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第 4 号）
第 5 条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。口において「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧指定介護予防訪問介護若しくは旧指定介護通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準
 - ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧指定介護予防訪問介護及び旧指定介護通所介護に係るものに限る。）に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準
 - ハ 平成26年改正前法第54条第 1 項第 3 号又は法第59条第 1 項第 2 号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第 1 項第 3 号又は法第59条第 1 項第 2 号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準
- 二 第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要）

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準
(令和3年厚生労働省告示第72号)

- 令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（減算の設定等）を行う。

| 基本報酬 | 改正前 | → | 令和6年度告示改正 |
|-------|-------|---|-----------|
| 1月当たり | 438単位 | | 442単位 |

＜その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し＞
高齢者虐待防止の推進（P27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（P26）
(※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

介護予防ケアマネジメントの基本報酬、加算、減算

基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

| | |
|---------------|-------|
| 介護予防ケアマネジメント費 | 442単位 |
|---------------|-------|

(※) については、令和6年4月に見直しを行った事項。

+

| | |
|-------------|-------|
| 初回加算（1月につき） | 300単位 |
| 委託連携加算 | 300単位 |

| | |
|----------------|--------|
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | -1/100 |
| 業務継続計画未実施減算 | -1/100 |